

令和6年度子どもの貧困対策に関する職員研修実施報告及び令和7年度職員研修について

【令和6年度子どもの貧困対策に関する職員研修実施報告】

【実施内容、変更点等】

- ・今年度はヤングケアラー支援について、主管課である福祉政策課と合同で実施した。
- ・第1弾として全職員を対象に動画視聴による研修を実施し、動画視聴を前提に第2弾として集合型研修を行った。
- ・会場が選挙の関係で505会議室よりみらいくの多目的室へ変更になった。
- ・集合型研修では昨年同様グループディスカッションの時間を設けた。
→座席も最初から最後までグループの形で実施し、お互いの顔が見えることで連携意識の向上を図った。



←昨年度開催時



本年度開催時→

- ・昨年度同様名札を活用し、自己紹介やグループワークのネタとして活用してもらった。
- ・ディスカッションでは各職員により具体的に、より身近な問題として捉えられるよう事例検討を行った。
→他課の職員と話し合う事で、他課の業務の把握や異動等により子どもの貧困対策に携わる可能性があることを意識してもらうことが狙い。
- ・話し合いの結果をワークシートにまとめて、3グループより発表してもらった。
- ・研修終了後に参加者へアンケートを実施。※一部抜粋したものが資料1-2
- ・講義部分については動画を撮影しており、全庁に向けて配信済み。
→子どもの貧困対策通信(仮)のVol.3として配信。

令和6年度子どもの貧困対策に関する職員研修実施報告及び令和7年度職員研修について

～～～第1弾 動画研修～～～

【概要】

ヤングケアラー支援の主管課である福祉政策課にて実施

実施日時：令和6年7月23日(火)～集合型研修参加までの間

実施方法：庁内掲示板にて動画へのリンクを貼り視聴の案内。受講後アンケートの提出を求める。

対象者：全職員

目的：市職員のヤングケアラーへの理解を深め、日常業務での適切な対応につなげる。

全職員が視聴するもの

◆東京都のスペシャルムービー(約6分)

・『ヤングケアラー～さまざまな視点から描くひとりの女の子のドキュメンタリー』

◆東京都作成の支援マニュアル研修動画(約31分)

・『ヤングケアラー支援マニュアル研修動画 基本編』

各分野に所属する職員が該当する動画を視聴するもの

◆東京都作成の支援マニュアル研修動画(いずれも約10分)

・『支援機関別編』 6分野

→児童福祉関係機関編、教育関係機関(学校)編、生活福祉関係機関編、

障害福祉関係機関編、高齢者福祉関係機関編、保健・医療関係機関編

～～～第2弾 集合型研修～～～

【概要】

実施日時：令和6年10月28日(月) 午前9時30分～11時30分

会場：みらいく 多目的室1～4

参加者：各課より事前に選出・申請を出してもらい、当日は38名参加

目的：講義の内容を基に自ら考えることで、各職員がヤングケアラー支援について当事者意識を持つこと。また、他課職員とのグループディスカッションを通して連携意識を持つこと。

令和6年度子どもの貧困対策に関する職員研修実施報告及び令和7年度職員研修について

1.【講義】子どもの貧困に関する現状把握

◆子どもの貧困対策の動向とヤングケアラー（15分）：小田川先生

- ・子ども関連(子どもの貧困)施策の動向
- ・子どもの貧困とヤングケアラーの関連について

◆ヤングケアラーの現状と支援の課題（30分）：浅野講師

- ・ヤングケアラーとは？
- ・ヤングケアラーの実態調査
- ・ヤングケアラーと子どもの権利
- ・ヤングケアラーに気付くために、支援における留意点等

2.【グループディスカッション】

◆自己紹介＋アイスブレイク（10分）

- ・無作為に座ってもらった各グループ内(5～6人)で自己紹介と、
①あなたの周りのヤングケアラー(テレビや映画、漫画、アニメキャラ等)
について話し合ってもらった。

◆事例検討（30分）

- ・まずは個人で事例理解
- その後グループで
- ③どんな生活だろうか？どんなことに困っている？
- ④どういう制度や地域資源が必要か？
- という事について話し合い、ワークシートにまとめてもらった。
- ・浅野講師より3グループ指名の上、発表してもらった。

3.【総括、その他】

◆まとめの講義（5分）：小田川先生

- ・本日の総括

◆質疑応答、事務連絡（10分）：事務局

令和 6 年度子どもの貧困対策に関する職員研修実施報告及び令和 7 年度職員研修について

【令和 7 年度職員研修について】(協議)

- ・開催方法は本年度と同様に集合型で、グループディスカッションも継続予定。
- ・内容については現時点では教育と福祉の連携や子ども若者の意見収集等子どもの権利の保障・擁護についてを考えております。※資料 1-3 参照

その他ご意見等いただけますと幸いです。